

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法人文書開示請求書等の様式について

〔平成14年9月30日〕
理事長 裁 定
平成16年3月31日改正
平成17年3月25日改正
平成18年4月1日改正
平成19年3月30日改正
平成23年8月31日改正
平成25年3月29日改正
平成27年4月1日改正
令和元年7月1日改正

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所情報公開実施規程（平成14年9月30日制定。以下「規程」という。）第17条に定める必要書類の様式を別紙のとおり定める。

附 則

この裁定は、平成16年4月1日から実施する。ただし、各様式の電話番号及びFAX番号は、平成16年5月24日から実施する。

附 則

この裁定は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成23年8月31日から実施する。

附 則

この裁定は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和元年7月1日から実施する。

法人文書開示請求書

令和 年 月 日

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

氏名又は名称： （法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所： （法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）

〒 TEL （ ）

連絡先： （連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名電話番号）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

（請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 研究所における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ 閲覧 写しの交付 その他（ ）
＜実施の希望日＞ 令和 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。

* 下記の欄は記入しないでください。

担当課等	
備考	

法人文書開示決定通知書

様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

令和 年 月 日付けで請求のあった法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する法人文書
- 2 不開示とした部分とその理由
- 3 開示の実施の方法等
(1) 開示の実施の方法等 *裏面の説明事項をお読みください。

法人文書の種類 ・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額

(2) 研究所における開示を実施することができる日時、場所

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

* 担当課等

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部総務企画課総務・広報係
TEL：046（839）6803
FAX：046（839）6918
e-mail：a-somu@nise.go.jp

法人文書開示決定通知書

様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

令和 年 月 日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した法人文書の名称
- 2 不開示とした理由

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起できなくなります。）

* 担当課等

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部総務企画課総務・広報係

TEL：046（839）6803

FAX：046（839）6918

e-mail：a-somu@nise.go.jp

開示決定等の期限の延長について（通知）

様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

令和 年 月 日付の法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

* 担当課等：

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部総務企画課総務・広報係
TEL：046（839）6803
FAX：046（839）6918
e-mail：a-somu@nise.go.jp

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

令和 年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定を適用することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称等
- 2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を摘要することとした理由
- 3 開示決定等する期限
（令和 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）

令和 年 月 日（ ）

* 担当課等

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部総務企画課総務・広報係
TEL：046（839）6803
FAX：046（839）6918
e-mail：a-somu@nise.go.jp

他の独立行政法人等 御中

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

開示請求に係る事案の移送について

令和 年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る 法人文書名	()
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：
添付資料名等	(・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・)
備考	

<連絡先>

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
総務部総務企画課総務・広報係

(担当者名)

TEL：046(839)6803

FAX：046(839)6918

e-mail：a-somu@nise.go.jp

特研総第 号
令和 年 月 日

行政機関の長 殿

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

開示請求に係る事案の移送について

令和 年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第13条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る 法人文書名	()
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：
添付資料名等	(・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・)
備考	

<連絡先>

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
総務部総務企画課総務・広報係
TEL：046（839）6803
FAX：046（839）6918
e-mail：a-somu@nise.go.jp

様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

開示請求に係る事案の移送について（通知）

令和 年 月 日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る法人文書名	()
移送年月日	令和 年 月 日
移送先の独立行政法人等	独立行政法人等名： (連絡先) 担当部課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	

<連絡先>

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
総務部総務企画課総務・広報係
TEL：046（839）6803
FAX：046（839）6918
e-mail：a-somu@nise.go.jp

様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

開示請求に係る事案の移送について（通知）

令和 年 月 日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第13条第1項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る法人文書名	()
移送年月日	令和 年 月 日
移送先の行政機関	行政機関名： (連絡先) 担当部課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	

<連絡先>

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
総務部総務企画課総務・広報係
(担当者名)
TEL：046(839)6803
FAX：046(839)6918
e-mail：a-somu@nise.go.jp

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することにつき御意見があるときは、同封の「法人文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1 開示請求のあった法人文書の名称

2 開示請求の年月日

3 上記法人文書に記録されている に関する情報の内容

4 意見書の提出先

5 意見書の提出期限

令和 月 日 日（ ）

* 担当課等

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部総務企画課総務・広報係

TEL：046（839）6803

FAX：046（839）6918

e-mail：a-somu@nise.go.jp

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

に関する情報が記録されている下記の法人文書について独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第14条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1 開示請求のあった法人文書の名称

2 開示請求の年月日

3 法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由

4 上記法人文書に記録されている に関する情報の内容

5 意見書の提出先

6 意見書の提出期限

令和 月 日 日（ ）

* 担当課等

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部総務企画課総務・広報係

TEL：046（839）6803

FAX：046（839）6918

e-mail：a-somu@nise.go.jp

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

令和 年 月 日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

1 照会のあった法人文書の名称

2 意見

(1) 上記法人文書の開示による支障（不利益）の有無

(2) 支障（不利益）の具体的内容

* 担当課等
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部総務企画課総務・広報係
TEL：046（839）6803
FAX：046（839）6918
e-mail：a-somu@nise.go.jp

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

から令和 年 月 日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 開示決定した法人文書の名称

2 開示することとした理由

3 開示を実施する日

* 担当課等

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部総務企画課総務・広報係

TEL：046（839）6803

FAX：046（839）6918

e-mail：a-somu@nise.go.jp

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

法人文書の開示の実施方法等申出書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項及び同施行令第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 法人文書開示決定通知書の番号等

*日付
文書番号

2 求める開示の実施方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

*	法人文書の名称	種類・量	実施の方法	
			1	①全部 ②一部（ ）
			2	①全部 ②一部（ ）
			3	①全部 ②一部（ ）

3 開示の実施を希望する日

4 開示実施手数料 円

5 「写しの送付」の希望の有無 有 : (注) 開示実施手数料に郵送料が加算されます。

無

6 「写しの送付」による場合

上記開示実施手数料に含まれる郵送料の額 円

* 担当課等

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部総務企画課総務・広報係

TEL : 046 (839) 6803

FAX : 046 (839) 6918

e-mail : a-somu@nise.go.jp

法人文書の更なる開示の申出書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 更なる開示を求める法人文書の名称

2 開示決定通知書の日付及び文書番号

令和 年 月 日付け特研総第 号

3 最初に開示を受けた日

4 更なる開示の実施の方法等

* 法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

開示実施手数料の減額（免除）申出書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

（開示決定通知書も日付・番号： ）

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

② その他

（注）①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

令和 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、減額（免除）することとしましたので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 開示実施手数料を減額（免除）する額

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

令和 年 月 日付けの開示実施手数料の減額（免除）申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる法人文書と、その開示の実施方法

法人文書：

開示の実施方法：

2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

（注1）

開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

（注2）

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第62条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

様式第15号（第16条第2項関係）

諮 問 書

特研総第 号
令和 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定の基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第19条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る法人 文書の名称	
2 審査請求に係る開示 決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 部分開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等した者 (3) 決定の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 法人文書開示請求書(写し) ② 法人文書開示決定等通知書(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った法人文書(写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当 者名、電話番号、F AX番号、メールア ドレス、住所等	

注1) 2の(開示決定等の種類)については、該当する開示決定等の口をチェックすること。また、部分開示決定又は不開示決定の場合は、該当不開示条項(法第5条各号、第8条又は文書不存在)を記載すること。

注2) 4の(諮問の理由)については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」「全部開示とすることが適切と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項又は第11条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第16号（第16条第2項関係）

諮 問 書

特研総第 号
令和 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第3条の規定の基づく開示請求に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第19条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 開示請求に係る法人文書の名称	
2 審査請求に係る開示請求	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示請求の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 法人文書開示請求書 (写し) ② 審査請求書 (写し) ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8 諮問庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

注1) 3の「補正に要した日数、開示決定等の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等の期限を、同法第11条の規定が適用された場合には残りの法人文書について開示決定等をする期限を、それぞれ記述すること。

注2) 5の(諮問の理由)については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
(※) 行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。

注3) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求からの相当の期間(※)が経過していないと考える理由について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。

注4) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項又は第11条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定の基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法第19条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る法人 文書の名称	
2 審査請求に係る開示 決定等	
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	令和 年 月 日・令 諮問 号

担当課等：
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
総務部総務企画課総務・広報係
TEL：046（839）6803
FAX：046（839）6918

注1）「2 審査請求に係る開示決定等」欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等した者、開示決定等の種類（開示決定、部分開示決定又は不開示決定）を記載すること。

注2）「4 諮問日・諮問番号」欄中「諮問番号」は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。